

京都市会議員の議員報酬,費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する
条例（平成21年11月30日京都市条例第23号）（行財政局人事部給与課）

諸般の状況により,市会議員の平成21年12月以後に支給する期末手当の支給割合の限度を次のとおり改定することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
6 月支給分	100分の160	100分の145
12月支給分	100分の175	100分の165

この条例は,12月に支給する期末手当に係る部分については平成21年12月1日から,6月に支給する期末手当に係る部分については平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年11月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第23号

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の160」を「100分の145」に改め，同項第2号中「100分の175」を「100分の165」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項の前の見出しを削り，同項を附則第3項とし，同項の前に見出しとして「（関係条例の一部改正）」を付する。

附則中第5項を第4項とし，第6項を第5項とする。

附 則

この条例中第8条第2項第2号の改正規定は平成21年12月1日から，その他の改正規定は平成22年4月1日から施行する。

（行財政局人事部給与課）